# 平成27年度 北陸地方整備局コンプライアンス報告書

<平成28年6月27日 北陸地方整備局コンプライアンス推進本部>

## はじめに

#### 推進計画

職員一人一人が適正に職務を行うためには、「国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令等を正しく理解した上で法令等を遵守すること(以下「コンプライアンス」という。)」の意識を持ち続けることが必要であり、そのためには、研修や職場での啓発活動等を繰り返し行うこと、併せて、職員が関係法令等に違反抵触することのないよう環境整備に取り組んでいくことが重要である。

北陸地方整備局の任務を達成するためには、コンプライアンスを疎かにすることで、 地域の信頼を失墜するようなことはあってはならない。職員が自らを律し、使命達成の ため誇りを持って仕事を進めることができるよう、引き続き、本推進計画に基づいた取 組を進めることとする。

北陸地方整備局においては、従来から「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」(平成18年策定)等に基づき、発注者としての綱紀保持について取組を進めてきました。

一方、平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が談合行為に関与していたとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)に基づく改善措置要求がなされたことを受けて、国土交通本省において「当面の再発防止対策」が取りまとめられました。

これを受けて、当整備局では、平成24年11月15日付けで局長を本部長とする「北陸地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの徹底と幹部に対する指導体制の強化を図ることとし、各年度において「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、これに基づいて取り組んできました。

本報告書は、平成27年3月16日に策定された「平成27年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画(以下「推進計画」という。)」の取組について取りまとめたものです。

平成27年度の取組は、推進計画に基づき実施されており、職員のコンプライアンスに関する意識の向上につながったと考えられます。なお、推進計画の各項目についての 実施結果及び評価については、以下のとおりとなっています。

# 1. コンプライアンス推進体制 (1) コンプライアンス推進本部

#### 推進計画

北陸地方整備局コンプライアンス推進本部(平成24年11月15日付け設置)(以下「推進本部」という。)は、原則として毎月定例会議を開催する。

各部長及びコンプライアンス推進責任者(事務所長及び管理所長)は、各部、事務所及び管理所(以下「事務所等」という。)において、本推進計画に基づくコンプライアンスの取組を実施するよう指示し、コンプライアンス推進の強化を図る。

#### 取組状況

原則として、毎月第3月曜日に推進本部会議を開催している。

また、各部長及びコンプライアンス推進責任者は、平成27年度の推進計画に従い、幹部会等において、下記のコンプライアンスの取組を実施するよう指示し、コンプライアンス推進の強化を図っている。

- ・コンプライアンス・ミーティングや講習会の開催等による職員のコンプライアン ス意識の向上に関する取組
- ・事業者等との応接ルールの徹底等に関する取組
- ・入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底に関する取組

#### **検証・評価**

推進本部は、毎月推進本部会議を開催し、推進計画の策定、推進計画に基づく各取組の進捗状況の検証及びその結果を取り組みに反映させることによる改善を図った。また、各部長及びコンプライアンス推進責任者が、各部署においてコンプライアンスの取組の実施を指示することにより、平成27年度の推進計画の取組を全て実施することができた。

平成28年度においても、同じ推進体制のもと平成28年度の推進計画に従い取組 を実施することとする。

# 1. コンプライアンス推進体制 (2) コンプライアンス指導員

#### 推進計画

副所長(事務)(副所長(事務)の置かれていない事務所にあっては総務課長)及び 副所長(技術)を「コンプライアンス指導員」として位置付ける。

コンプライアンス指導員は、コンプライアンス推進責任者である事務所長の指示を受け、事務所におけるコンプライアンス推進の取組を実施する。

#### 取組状況

事務所内における様々な取組の実施計画全般の企画立案等を担っており、コンプライアンス推進責任者である事務所長の指示を受け、コンプライアンス・ミーティングのテーマ設定や実施方法の検討、理解度調査等の実施の指導、各種講座の開催等を実施している。



《11月27日 高田河川国道事務所》

## 検証・評価

コンプライアンス指導員が、事務所内における各取組の実施計画の企画立案を担い、事務所の実態に則した独自の取組を実施することにより、効果的・効率的にコンプライアンスの推進を図ることができた。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (1) 幹部職員の人事評価における目標設定

#### 推進計画

幹部職員(本局にあっては課長・室長以上の管理職員、事務所にあっては副所長以上の管理職員)は、今年度の人事評価(業績評価)において、自らがコンプライアンスの意識を持ち続けること及び所属職員に対してコンプライアンスを徹底するよう指導する旨を目標として掲げる。

#### 取組状況

幹部職員は、自らがコンプライアンスを徹底する旨及び所属職員に対してコンプライアンスを徹底するよう指導する旨を、4月期及び10月期の業績目標として設定した。

#### 人事評価記録書 被評価者 所属: 評価者 所属·職名 調整者 所属·職名 実施権者 所属・職名 期末面域 平成 日 被評価者 所聞 評価期間 平成 氏名: (I 能力評価 一般行政 部等設置広域管轄機関 係長) 評価者 所属·職名 調整者 所属·職名 評価記入日: 平成 評価項目及び行動/着眼点 倫理シ 1 国民会体の奉仕者として、責任を持って業務に取り の 責任感 国民会体の奉仕者として、責任をするでいたがさったこので、s へ ② 公正性 国際資産を遵守し、公正に職合を 課題対応シ <倫理> (Ⅱ 業績評価·共通) 目標】 ① 責任感 業務内容 日標 自己由告 (評語) (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情) (いつまでに、何を、どの水準まで) (所見) (任意) <課題対応> 2 担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応する。 ① 知識・情報収集 △会議におけ◆◆取りまとめ <協調性> 3 上司・部下等と協力的な関係を構築する。 上司・部下や他部局等の担当者と協力的な関係を構築する 期首:被評価者 期首:被評価者※ 期首:評価者※ 期末:被評価者 上司や周囲の指示・指導を正しく理解する 期末: 評価者 ・目標の困難度や重 要度に応じ、「回」 や「ム」(どちらで もなければ無印)を 州日・取け加日次 ・「何を」「いつまでに」 「どの水準まで」「どのよう に」をできるだけ具体的に、ま 当期の業務遂行を振り返り、 達成状況、目標設定時からの 状況変化その他特筆すべき事情、共通目標に対する自らの 州木・計画も 自らが把握した具体 的事実等に基づき、評 価の根拠や特記すべき 業務内容を端 的に表す見出し 4 担当する事案について分かりやすい説明を行う。 ① 説明 ポイントを整理し、筋道を立てて分 事後にその成否を判断しやす 事項等を記載 相手の意見・要望等を正しく理解して説明を行う 設定 ・いずれの場合においても、面談等により被評価者と認識を い形で記載 ・抽象的な記載とせざるを得 取り組み内容等を記載 <業務遂行> 期末: 評価者 ・s~dの5段階で評価 ・「困難度」の高い 5 計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行する ない場合、当該期における重 要事項や留意事項など評価さ 初見込みよりやや期間を要したが、期 行することができた。 適正な予算執行 ① 計画性 ② 正確性 最終期限を意識し、進捗状況を部下や同僚と共有しながら計画的に業務を 要争項や耐息争項なご評価させるポイントを明確に ・チームの共通目標に対する 自分の果たす役割を記載する ミスや抜け落ちを生じさせないよう担当業務全体のチェ (◎) 目標や低い (△) 期末: 期末: 評価者 ※期首に評価者が設 目標を個別評語を決定す ④ 部下の資 ・全体評語を付すに当たっての補足説明(評語の決 【全体評語等)や、今後改善を期待する事項等を記載 るに当たり考慮 S~D 方法も 職位にふさわしい目標であ が、期末に変更又は ○○業務の見直 るかどうか 追記することも可能 ※期首に被脛価者が記載し 期末:調整者 面談等を経て確定。期間中に評価者と面談等の上、追加・ 調整時に必要に応じ。 変更することも可能

#### 《人事評価記録書の様式》

#### 検証•評価

幹部職員が、自らコンプライアンスを徹底する旨及び所属職員に対してコンプライアンスを徹底するよう指導する旨を人事評価の業績目標とすることは、組織的なコンプライアンス推進の取組につながり、事務所等で独自の取組が実施される等、職員のコンプライアンスに関する意識の向上に効果がある。

幹部職員のコンプライアンス意識の徹底は極めて重要であり、平成28年度においても、同様の取組を実施することとする。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (2)コンプライアンス指導者の育成

#### 推進計画

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、本局の官クラスの職員(主任監査官、入札契約監査官、適正業務管理官、技術調整管理官及び技術開発調整官等)並びにコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス指導員を順次受講させ、コンプライアンス指導者としての資質の向上を図る。

#### 取組状況

国土交通大学校で12月16日から実施された「コンプライアンス指導者養成研修」 に本局から1名(港政調整官)、事務所副所長2名(信濃川下流河川事務所、阿賀川河 川事務所)の合計3名が受講した。

月/日	曜日		12:00				
12/16	(水)	入 マナナイグ マナリンス (ホール) (教室) (教室) (教室)	講話 大臣官房 総括監察官 小滝 晃 (10:30~12:00)	昼食	郷原総合コンフライアン		座談会 大臣官房人事課課長補佐 磯貝 敬智 大臣官房地方課 企画官三橋 宏樹 大臣官房技術調查課 技術企画官 見坂 茂範 (15:15~17:15)
12/17	(木)	課題研究 (班別討議) (8:50~10:20)	情報管理のあり方 総合政策局 情報政策課 情報危機管理官 浜田 義和 (10:30~12:00)	昼食	課(班)	議)	
12/18	(金)	課題研究 (全体計議)  大臣官房総路黎官 小滝 晃 大臣官房人事課 課長補佐 磯貝 敬智 大臣官房地方課 企画官 二橋 宏樹 大臣官房技術語查課 建設技術調整管 富山 英範 国土交通大学校 教授 三浦 文敬 (8:50~12:00)			修了式 (ホール) 動) (1430~)		

#### 【時間割】

国土交通大学校

平成27年度 総合課程 コンプライアンス指導者養成研修

#### 検証・評価

組織的なコンプライアンス推進の取組、事務所等での独自な取組の実施には、コンプライアンス推進責任者等の役割が重要であり、コンプライアンス推進責任者等が講師となり、勉強会等を実施することは職員のコンプライアンスに関する意識の向上に効果的である。

このようなコンプライアンス指導者の資質向上を図ることを目的とした、国大研修への参加は引き続き必要である。

平成28年度においても同様に受講させ、コンプライアンス指導者としての資質の向上を図る。

## 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (3)職員研修におけるコンプライアンスに関する講義の 実施

#### 推進計画

北陸地方整備局で実施する主な研修のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設けることとし、講義内容は、外部講師の招へいやグループ討議の導入等により効果的な講義とする。

#### 取組状況

整備局が主催する45研修(42コース)のうち、役職別研修と検査監督研修及び関連する専門研修についてはコンプライアンスに関する講義を必修カリキュラム化し、12研修(11コース)で延べ244名が受講した。また、公務員倫理に関する講義については、19研修(18コース)で実施している。

#### 《発注者綱紀保持に関するカリキュラムを取り入れた研修》

研修名	研修期間	受講 者数	研修名	研修期間	受 講 者数
新規採用職員(前期・合同)	4月1日~4月8日	53	検査監督	5月13日~5月15日	32
新任副所長	4月22日~4月24日	14	現場技術	5月26日~5月29日	17
新任係長(Ⅰ期)	7月13日~7月17日	18	品質確保	6月3日~6月5日	10
国土交通行政(上級・事務)	10月20日~10月22日	13	用地事務(初級)	6月29日~7月3日	10
国土交通行政(上級・技術)	10月20日~10月22日	11	用地事務(中級)	11月9日~11月13日	8
新任係長(Ⅱ期)	10月26日~10月30日	18			

#### 検証・評価

国土交通行政(初級・後期)

公正取引委員会による講義やグループ討議を導入することにより、専門的な意見や豊富な経験に基づく話を聞いたり、相互に意見交換を行うことができ、コンプライアンスに対する意識の向上に効果的である。

40

平成28年度においても、同様の取組を実施することとする。

11月24日~11月26日

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (4)コンプライアンス出前講座の実施

#### 推進計画

本局の適正業務管理官及び企画部技術調整管理官等は、本局各部並びに事務所等で下記講義のいずれも受講していない職員を対象としたコンプライアンスに関する講座を実施する。

本局においては、対象職員における受講率100%を目指す。

- ・国土交通大学校で実施する研修のコンプライアンスに関する講義
- ・整備局で実施する研修のコンプライアンスに関する講義
- ・外部講師によるコンプライアンス講習会

#### 取組状況

適正業務管理官、技術調整管理官、総括調整官(港湾)、港政調整官等が6月から12 月に全事務所及び管理所に出向き、コンプライアンスに関する講座を実施し、810名 が受講した。

また、本局においては、各部毎に講座を実施し、344名が受講した。



《8月3日 立山砂防事務所》

#### 検証・評価

平成27年度は、新たに本局各部においても事務所と同様に適正業務管理官及び技術調整管理官による講座を実施した。整備局の担当官が本局及び事務所において講義を実施することは、職員のコンプライアンスに関する意識の向上に効果的である。

平成28度においても、本局各部並びに事務所等で同様の取組を実施することとする。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (5) コンプライアンス推進責任者等によるコンプライア ンス講座の実施

#### 推進計画

コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス指導員は、下記講義等のいずれも 受講していない職員を対象としたコンプライアンスに関する講座を実施する。

事務所等においては、対象職員における受講率100%を目指す。

- 国土交通大学校で実施する研修のコンプライアンスに関する講義
- 整備局で実施する研修のコンプライアンスに関する講義
- ・コンプライアンス出前講座
- 外部講師によるコンプライアンス講習会

#### 取組状況

事務所において、コンプライアンス推進責任者等によるコンプライアンスに関する講座を実施した。

本講座の実施により、国土交通大学校・整備局で実施する研修、外部講師によるコンプライアンス講習会、コンプライアンス出前講座及び本講座の受講率は、96%となった。



《6月8日 黒部河川事務所》

#### 検証・評価

より多くの職員が講座等を受講できるように、コンプライアンス指導員による講習を 2度3度と行っている事務所もあり、各事務所とも工夫しながら取組を行っている。 コンプライアンス推進責任者等が講師となり、勉強会等を実施することは、職員のコンプライアンスに関する意識の向上に効果的である。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (6)外部講師によるコンプライアンス講習会の開催

#### 推進計画

職員に対してより専門的な知識を修得させ、職員のコンプライアンス意識を高めることを目的に、外部講師によるコンプライアンス講習会を開催する。

#### 取組状況

本局及び事務所において、外部講師によるコンプライアンス講習会を開催した。開催にあたり近隣の事務所等とも調整し、他事務所が開催する講習会も聴講できるようにした。講習会は20回開催し、862名が受講した。





## 検証•評価

公正取引委員会の担当官による入札談合等関与行為防止法等についての講習会を12事務所で開催し、発注機関職員としてのコンプライアンスに関する意識の向上や知識の習得を図った。その他警察本部や暴力団追放センター等の外部講師に加え、新たに国家公務員倫理審査会による講習会も実施し、専門的な知識の習得に努めた。

平成28年度においても、近隣事務所との合同開催等も含め、より多くの職員に対して専門的な知識を習得させ、職員のコンプライアンス意識を高めることを目的に、外部 講師によるコンプライアンス講習会を開催する。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (7)コンプライアンス・ミーティングの実施

#### 推進計画

職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、原則、所属ごとにコンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施する。

事務所等は、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス指導員の指導の下、 テーマの設定及び実施方法の作成等を行い、コンプライアンス・ミーティングを実施す る。

#### 取組状況

本局及び各事務所等の職場(課、室、出張所等)において、コンプライアンス・ミーティングを2回以上実施した。第1回目、第2回目とも参加率は94%となっている。事務所等においては、コンプライアンス推進責任者等の指導により、より活発で効果的にミーティングが実施されるよう、少人数の職場は他の職場と合同実施したり、指導員自らが各職場のミーティングに参加するなど、工夫したコンプライアンス・ミーティングが実施されている。



《8月8日 新潟港湾·空港整備事務所》

#### 検証•評価

コンプライアンス・ミーティングについては、全所属で実施しており、幹部職員を対象としたコンプライアンス・ミーティングを実施した事務所もあった。また、業務の都合により参加できなかった職員については、個別に説明する等でフォローしている。

各所属において、職員同士で意見交換できる場であり、意識の向上に効果的である。 平成28年度においても、同様の取組を実施することとし、容易にミーティングを開催できるよう、テーマの設定、進め方、まとめ方等について推進本部事務局から資料を提供する等継続実施に向けて工夫していく。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (8)コンプライアンスに関する理解度調査の実施

### 推進計画

コンプライアンスに関するセルフチェックシートで理解度調査を実施し、その結果をフィードバックして理解度の向上を図る。

#### 取組状況

発注者綱紀保持について、セルフチェックシートによる自己点検で、理解度の確認を 行った。

#### コンプライアンスに関するセルフチェックシート

発注者綱紀保持についての理解度チェックです。

各設問を読んで、正しいものに「O」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問題	解答
1	発注事務とは、工事や業務などの仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及 び契約の方法の選択、契約の相手方の決定のほか、監督・検査、支払いまでの一連の 入札契約に関係する事務のことをいう。	
2	発注担当職員とは、発注担当課で工事や業務などの設計積算を担当する職員や経理課 などで入札契約を担当する職員のことである。	
3	発注事務における秘密とは、公表前における発注計画、予定価格、総合評価落札方式 評価結果などであり、競争参加業者名は含まれない。	
4	事業者が契約に基づく書類を持ってきた場合、書類を受け取る程度であれば、執務室 内で一人で対応しても問題ない。	
5	コンサルタント会社に再就職しているOBと近況を話しているうちに、近日、発注予 定の業務の話になり、「御社のような実績のある会社が受注してくれると安心なんで すが」とつい言ってしまったが、特に問題はない。	
	新聞社から、昨日開札があった工事の落札業者名、落札金額、予定価格について照会 があった。契約締結前ではあったが落札者が決定していたことから、照金のあった新 聞社に当該工事の落札業者名、落札金額、予定価格について回答した。	
7	入札手続き中における工事の設計書は、その工事の発注を担当する職員以外には秘密 である。ただし、担当していない職員であっても、業務の参考とするために設計書を 見せてもらうことは許される。	
8	実績のある事業者から、元請である受注者に対して下請に入れてくれるように斡旋を 依頼された。金品等は一切受け取っていないが、工事が円滑に進むと思い受注者に話 をした。	
9	発注見通しが公表になる前に、ある事業者から「特定の工事の発注予定時期を教えて 欲しい。」との電話があったが、このような行為は「不当な働きかけ」に該当する。	
10	発注者綱紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認したので、職員本人に注意し て、所属長に報告し、その後の対応をお願いした。	

#### コンプライアンスに関するセルフチェックシート 【解答・解説】

番号	正解	解 高锐
1	0	発注事務の定義は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第7条の規定を参考としており、 その範囲は、人札契約回版の事務だけでなく、設計の段階から、検査、確認、評価の投稿すて、発え をして確認を使持すく会会共工事の発生に本の関連事務を含むない範囲を対象としています。 「本事務」はあるの作品の表情を表現しませます。 注計能のである。 「記述、事業を必要しませます。 の選定・事業方人れに受別の登録、権権が譲渡しませまでの発達に関わる一連の業務の全てのこと! いいます。(発注者網に保持規程第2条第1項)
2	×	規模第2条第1項に定める「発注事務」(発注計画から設計、契約、監督、検査、評価、支出ま で)を担当する職員が発注担当職員となります。また、発注事務を担当する管理監督者はもちろん 発注の判断に関する決裁者及び決裁において経由する者も含まれます。(発注者網紀保持規程第 条第1項、第2項)
3	×	発注事務に関する秘密とは、一般に知られていない事実であり、それらを適らすことによって事 者間の適正な競争を書するおそれがあるものを指し、公表前の予定価格や競争物業者名のほかに、 公表前の発注制。公舎前の人札合配館内容など本公表情報は秘密に相当するので、その取り扱い には十分注意する必要があります。 したがって、公表前における競争・加業者名は発注事務における秘密に該当します。 (発注者綱紀保持規程第4条第1項)
4	×	発注事務を担当する職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を 相又は不利となるようにしてはならず、また、事業者との応謝にあたっては、原則として受付カウ ター等オープンは無所で戦数の職員で対応するものとされています。 なお、原則による対応ができない場合は事業に所属者の承認を得て行うこととしています。事業 等との応徳は、国民の延認やで信任がないよう必要が収置とどめ、また、適切な場所と適切な 法で行うことが重要です。(発注者綱紀保持規程第5条第2項)
5	×	本人は、雑談のつもりで言ったことでも、相手方からすれば条注者側の意向として「自分の会社 本命である」と示唆されたように受け取られ、該合に専用される可能性もあります。事業者者と接 するときの言葉違いには、無用の鎮積を招かないように、最新の注意を払うよう心がける必要があ ます。
6	×	発注事務を担当する職員は、公表前の予定価格及び落札者決定前における競争参加業者名その他 発注事務に関する職権と組ることのできた機管を保持しなければならず、当該発注事務に係る発注 当職員でない職員その他の者にこれを数示もしくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のため に利用してはならないとされております。 したがって、契約締結前における予定価格については発注事務における秘密となります。(発注 網紀保持規程第4条第 1 項)
7	×	発注事務に関する情報を選切に管理し、また、秘密を保持するため、情報管理整理役職表において、発注する工事の種類とに情報管理責任者、業務上取り扱う者を指定しております。 補籍管理責任者及び集新上取り扱う者は、職務上取り扱う者を指定しております。 当該発注事務に係る発生計画機能ではい職員その他の者にこれを教示・赤坂をし、又は発注事務の は、発注事務に係る発生計画機能ではい職員その他の者にこれを教示・赤坂をし、又は発注事務の は、発注券を担当する国面自己の間においても、自分が担当する公共工事等に長る極密・ 表制限性報を、担当していない他の発注事務を担当する職員に飲宗・示坂することは許されないと したかって、当該公共工事の発注事務を担当する職員に別に設計書を見せることは、秘密・公表に 既積的の表示・示坂に該当するため許されないととなります。 ただし、設計・精算に関する考え方など養務上必要な情報交換まで禁止するものではありません。 (発注者網形保料規算年条集71

#### 検証・評価

整備局全職員と対象にセルフチェックシートの取組を実施し、約97%の回答率であった。正解率が低かったものについては、研修や講座等でのフォローアップやミーティングのテーマとして取扱い、理解を深めた。

平成28年度においても、コンプライアンスに関する理解度調査を実施し、その結果 をフィードバックして理解度の向上を図る。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (9)自習研修教材の受講促進

#### 推進計画

所属長は、受講対象者にイントラネットに掲載されている公務員倫理の自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す」及び「公務員倫理について学ぶ」の受講指導を実施する。

#### 取組状況

受講対象者に自習研修の受講指導を実施し、94%が受講した。

- ◆課長補佐級職員用自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す」 受講対象者(83名)・・・専門職・専門官級以上の職員で本研修を受講して いない職員
- ◆一般職員用自習研修教材「国家公務員の倫理」 受講対象者(133名)・・係長級以下の職員で本研修を受講していない職員

#### 《課長補佐級職員用》

《一般職員用》

課長補佐級職員用自習研修教材

#### 公務員倫理を見つめ直す



公務に対する国民の信頼を確保するためには、日常の業務で 部下職員を指導する立場である本省課長補佐級のみなさんの尽 力が不可欠です。

この教材で公務員倫理をいま一度考えていただくとともに、 周囲の都下職員への指導につなげてください。 ※ 本研修教材の所要時間はおよそ30~40分です。

平成25年3月 国家公務員倫理審査会

国家公務員の倫理

国家公務員倫理審查会

公務員倫理ホットライン 03-3581-5344

平成27年3月 国家公務員倫理審査会

#### 検証•評価

国家公務員倫理週間に合わせ、受講対象者に受講を指導し、さらに受講対象者以外の 職員にも、教材がイントラネットに掲載されており自主的に取り組むよう周知した。自 席で手軽に取り組める効果的なものである。また、事務所内のコンプライアンス勉強会 を利用して、参加者が一斉に取り組むという活用を図った事例もあった。

平成28年度においても、同様に国家公務員倫理審査会の自習研修教材をイントラネットに掲載し、受講指導を実施する。

# 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組 (10)コンプライアンス意識の保持

#### 推進計画

職員は、コンプライアンスに関する意識の保持を目的として作成した携帯カードを常時携帯する。

コンプライアンスに関して疑問等が生じた場合は、コンプライアンス指導員又は総務 課長等に相談する。

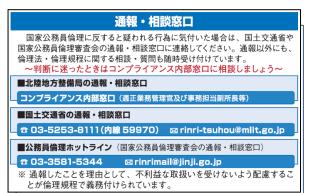
#### 取組状況

コンプライアンス・ミーティング実施時等に、コンプライアンス携帯カードの常時携帯状況の点検及び内容の再確認等を行った。

#### 《発注者紀保持》

# コンプライアンス報告記日 報告された情報は、事実関係の限金のために利用します。 そのため内容に応じて、各種制度の担当名に回付して、追加の情報の確認を行う場合があります。 なお、報告したことをもって、不利益な取り扱いをすることはありません。また、報告者の秘密は厳守いたします。 故意に虚偽の報告をするなど、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で窓口を使用しないで下さい。 内部窓口 国家公務員倫理法や発注者綱紀保持規程等に抵触すると思われる事実を確認したとき 事務所・管理所 事務担当副所長 (副所長が置かれていない場合は終務課長、管理所は管理所長) 本 局 第独担副所長 企正業務管理官 ※イントラネットのトップペーップ共通情報』別法者綱紀保持」内にイントラネット窓口が設置されています。匿名による相談や報告が可能です。 外部窓口 完注者綱紀保持についは、発注者綱紀保持担当弁護士に報告することができます 発注者綱紀保持担当弁護士 風間 士郎 郵送先 下951-8112 新湖市中民商派通1季町364番地 電 225-228-1231 FAX 025-228-1233 電 025-228-1233 E-mail kazama-law-office@hotmal.co.jp

#### 《倫理》



### 検証•評価

コンプライアンス携帯カードは、常時コンプライアンスについて確認できるよう、発注者綱紀保持と倫理について1枚に取りまとめており、常時携帯するよう指導している。全事務所において、携帯カードを常時携帯すべき旨の周知、常時携帯状況の点検が実施されていた。コンプライアンス・ミーティング実施時等において、コンプライアンス携帯カードに掲載されている内容について取り上げている部署もあった。意識の向上に有効なものとなっている。

平成28年度においても、引き続き、常時携帯状況の点検・内容の再確認等を実施する。

## 3. 事業者等との応接ルールの徹底等 (1) 事業者に対する応接ルール等の周知

#### 推進計画

事業者に対して、業界団体を通じて国家公務員倫理や発注者綱紀保持についての周知を行う等により、引き続き、応接ルール等に対する理解と協力を求める。

また、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般 競争(指名競争)参加資格認定通知書に発注者綱紀保持についての文書を同封して、応 接ルール等に対する理解と協力を求める。

#### 取組状況

適正業務管理官、港政調整官あるいは副所長等が6月から8月に管内の建設業関係協会等25団体に出向き、発注者綱紀保持及び応接ルールを説明し、理解と協力を求めて会員への周知を依頼した。

#### 《協力依頼資料》





#### 検証•評価

発注者綱紀保持への協力について文書とリーフレットを持参し、協会等に所属している組織に内容を周知してもらうよう依頼した。これを受けて各協会等は、会議、講演会及びメールで会員会社に周知すると共に、協会ホームページで周知を行っている。業界団体に対し実際に事務所等へ訪れる人に伝わるように、直接出向いて協力依頼を行うことは、理解が得られやすく効果的である。

平成28年度においても、引き続き事業者に対して、応接ルール等に対する理解と協力を求めることとする。

# 3. 事業者等との応接ルールの徹底等 (2)不当な働きかけを受けにくい職場環境の整備促進

#### 推進計画

執務室等の職場環境を点検して、不当な働きかけを受けにくい環境を整備する。

#### 取組状況

各執務室における入室規制の掲示等を実施し、不当な働きかけを受けにくい環境を整備している。



《執務室への入室規制》





《応接カウンター》

《執務室カウンター及び打合せスペース》

## 検証・評価

執務室への入室制限等の環境整備は、事業者等に対する効果だけでなく職員への意識付けにも効果があるため、廊下やカンターに執務室への入室を制限する「お願い」を掲示したり、カウンターにより打合せスペースを仕切る等実施されている。不当な働きかけを受けにくい環境整備に有効なものとなっている。

# 4. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底(1)情報漏洩の防止を図るための取組

### 推進計画

予定価格の漏洩を防止するため、入札書提出後に予定価格を作成するとともに、技術評価点の漏洩を防止するため、入札書と技術提案書を同時に提出させる手続きの取組を引き続き推進する。

また、競争参加者名の漏洩を防止するため、競争参加資格確認申請書等に記載された企業名のマスキングを徹底し、公正な審査・評価を行うとともに、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両業務の情報を知る機会や知り得る者を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を引き続き推進する。

#### 取組状況

予定価格の作成時期を入札書及び技術資料等の提出期限から開札までの間に作成するとともに、入札書と技術提案書の提出を同時とする同時提出方式の入札手続は、21事務所で217件の工事を対象に実施した。

#### 【対象工事】

- ◆港湾土木工事の予定価格 5 千万円以上 2 億円未満のうち事務所発注工事の総合評価 落札方式(施工能力評価型)

競争参加資格確認申請書等に記載された企業名のマスキングを行い、公正な審査・評価を徹底した。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保し、情報漏洩の防止を図った。

#### 検証・評価

予定価格の作成を入札書提出後とすること及び入札書と技術提案書の同時提出は、不 正が発生しにくい入札契約手続の重要な施策である。

## 4. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底 (2)各種委員会における情報管理

#### 推進計画

VE審査委員会、技術審査会及び入札・契約手続運営委員会等で使用した資料については、会議終了後に回収及び裁断処分を実施する。

#### 取組状況

VE審査委員会、技術審査会及び入札・契約手続運営委員会等で使用した資料の回収及び裁断処分を徹底した。

#### 検証・評価

情報漏洩防止のため、平成28年度においても同様の取組を実施することとする。

# 4. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底 (3)機密情報の管理

#### 推進計画

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点及び入札参加予定者名などの機密情報が 含まれる書類及び電子データは、情報管理のルールに基づき、引き続き管理の徹底を図 り、施錠できる箇所で保管する。

また、当該機密情報が含まれる電子データは、引き続きアクセス制限及びパスワードを設定して管理する。

### 取組状況

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点及び入札参加予定者名などの機密情報が 含まれる書類及び電子データを施錠できる箇所で保管し、管理の徹底を図った。

また、当該機密情報が含まれる電子データについては、アクセス制限及びパスワード 設定を徹底した。

#### 検証・評価

情報漏洩防止のため、平成28年度においても同様の取組を実施することとする。

# 5. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証 (1)推進本部によるモニタリング

## 推進計画

推進本部は、コンプライアンス推進責任者を推進本部会議に参画させ、事務所等におけるコンプライアンスの取組状況等について報告を受け、助言・指導を行い、好事例は他事務所等に情報共有し、水平展開する。

また、各部長及びコンプライアンス推進責任者は、各四半期におけるコンプライアンスの取組状況を各四半期終了後翌月10日までに推進本部に報告する。

#### 取組状況

推進本部は、TV会議等を利用して、コンプライアンス推進責任者である事務所長等を参画させ、取組方針・取組状況等の報告を行った。各事務所等における取組の好事例については、資料送付等により情報共有し、水平展開を図った。

また、各部長及びコンプライアンス推進責任者は、各四半期における取組状況を推進本部に報告し、取組状況を確認した。

#### 《推進本部会議への参画状況》

開催月日	推進本部会議に参画した事務所等					
5月18日	信濃川、長岡国道、大町ダム、北陸技術、越後公園、金沢営繕、金沢港湾					
6月15日	高田、羽越、利賀ダム、金沢、飯豊砂防、松本砂防、三国川ダム、 新潟港湾技調					
7月21日	信濃川下流、富山、黒部、千曲川、伏木富山、敦賀港湾					
8月17日	阿賀野川、湯沢砂防、新潟国道、立山砂防、阿賀川、神通砂防、新潟港湾					
9月14日	長岡国道、大町ダム、北陸技術、越後公園、金沢営繕、金沢港湾					
10月19日	高田、利賀ダム、三国川ダム、敦賀港湾、新潟港湾技調					
11月16日	羽越、信濃川下流、富山、金沢、飯豊砂防、松本砂防					
12月21日	信濃川、阿賀野川、湯沢砂防、黒部、千曲川、伏木富山					
1月18日	新潟国道、立山砂防、阿賀川、神通砂防、新潟港湾					

#### 《テレビ会議を活用した推進本部会議》



#### 各事務所等における取組の好事例

- 〇コンプライアンス指導員の取組
  - 事業調整会議の際に、受講した整備局研修におけるコンプライアンスに関する講義の内容を資料として添付し、話をした事例。
- 〇コンプライアンス推進責任者等によるコンプライアンス講座の取組 事務所のイントラネットにコンプライアンス関係に係るコンテンツを作成し、外部講師 による講習会等各種講義資料を掲載し、活用した事例。
- 〇コンプライアンス意識の保持に関する取組 コンプライアンス推進責任者等が実施する講座のテーマとしてコンプライアンス携帯 カードについて取扱い、講義を行った事例。
- 〇事業者に対する応接ルール等の周知に関する取組 工事施工研究発表会や安全大会等の場を利用して、事業者等に直接周知啓発と協力要請活動を行った事例。

## 検証•評価

コンプライアンス推進責任者である事務所長等が推進本部会議に出席し、事務所等における取組状況を報告・聴取すること、また各事務所等における取組の好事例について情報共有することで、再発防止対策その他コンプライアンスに関する状況を日頃から把握し、組織的な対応を適切に実施することができる。

平成28年度においても、TV会議の活用等により、積極的な参画を求めることとする。

# 5. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証 (2)実施状況の評価及び公表

#### 推進計画

推進本部長は、コンプライアンスの取組の実施状況の報告に基づき評価を実施し、その結果をコンプライアンス報告書として取りまとめ、公表する。

#### 取組状況

平成26年度のコンプライアンス推進計画に基づく取組状況については、『平成26年度北陸地方整備局コンプライアンス報告書』として、7月末に北陸地方整備局のホームページで公表した。

《北陸地方整備局のホームページで公開》

#### 発注者綱紀保持

#### 北陸地方整備局 発注者綱紀保持

北陸地方整備局における発注事務につきましては、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務の綱紀の保持に努めてまいりました。さらに発注事務に対する国民の信頼を確保していくため「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」を平成18年11月7日に施行いたしました。

北陸地方整備局 発注者綱紀保持

北陸地方整備局における発注者綱紀保持対策についてを紹介します。

- 北陸地方整備局発注者綱紀保持規程の概要
- ●北陸地方整備局発注者綱紀保持規程(平成26年4月1日一部改正)
- ●北陸地方整備局発注者綱紀保持委員会の開催状況 (平成24年12月13日廃止)

#### コンプライアンス推進の取組

- ●北陸地方整備局コンプライアンス推進本部規則(平成26年4月1日一部改正)
- ●北陸地方整備局コンプライアンス推進室
- ■北陸地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会規則

#### 北陸地方整備局コンプライアンス推進計画

- ●平成24年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画
- ●平成25年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画
- ●平成26年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画
- ●平成27年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画

#### 北陸地方整備局コンプライアンス報告書

- ●平成24年度北陸地方整備局コンプライアンス報告書
- ●平成25年度北陸地方整備局コンプライアンス報告書
- ●平成26年度北陸地方整備局コンプライアンス報告書

## 検証・評価

平成28年度においても、平成27年度北陸地方整備局コンプライアンス報告書をホームページにおいて公表する。

# 5. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証 (3)応札状況の情報公開の強化

#### 推進計画

事務所等ごとに、年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表する等により情報公開を強化し、透明性の向上を図る。具体的には、

- 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率(月平均・年平均)
- ・一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合について公表する。

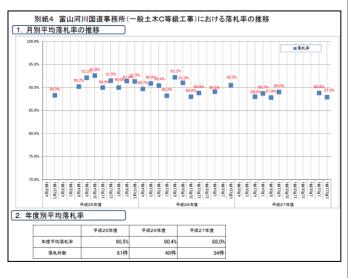
#### 取組状況

すべての一般土木C等級及び港湾土木B等級の工事について、事務所ごとに落札率及び業者別年間受注額・受注割合の情報をホームページで公表している。

#### 《公表資料》

土木工事の落札率(月平均・年平均)

土木工事の業者別年間受注額・受注割合



10	企業名	平成26年度 契約件数	平成26年度 当初契約金額(円)	平成26年度 受注割合(%) (企業の当初契約金 額/事務所の合計 当初契約金額)	NO	企業名	平成27年度 契約件數	平成27年度 当初契約金額(円)	平成27年度 受注割合(%) (企業の当初契約 額/事務所の合計 当初契約金額)
1	竹沢建設(株)	4	871,560,000	13.2%	1	射水建設異業(株)	5	540,194,400	15.3
2	松本建設(株)	3	643,896,000	9.7%	2	(株)問部	4	473,266,800	13.
3	石黒建設(株)	3	580,500,000	8.8%	3	(株)高田組	2	266,220,000	7.
4	梅本建設工業(株)	3	534,708,000	8.1%	4	中越興業(株)	2	251,856,000	7.
5	(株)婦中興業	3	452,736,000	6.8%	5	(株)林土木	1	240,192,000	6.
6	朝日建設(株)	2	428,004,000	6.5%	6	竹沢建設(株)	2	223,657,200	6.
7	(株)問部	3	388,476,000	5.9%	7	梅本建設工業(株)	2	191,430,000	5.
8	砺波工業(株)	2	341,712,000	5.2%	8	朝日建設(株)	2	187,704,000	5.
9	中越興業(株)	1	234,360,000	3.5%	9	(株)婦中興業	1	164,160,000	4
10	朝野工業(株)	2	228,960,000	3.5%	10	朝野工業(株)	1	114,048,000	3
11	射水建設興業(株)	- 1	199,260,000	3.0%	11	砌波工業(株)	1	103,345,200	2
12	辻建設(株)	1	197,208,000	3.0%	12	水見土建工業(株)	1	95,904,000	2
13	永見土建工業(株)	1	190,620,000	2.9%	13	安達建設(株)	1	87,156,000	2
14	射水工業(株)	1	190,080,000	2.9%	14	辻建設(株)	1	85,320,000	2
15	共和土木(株)	- 1	179,820,000	2.7%	15	松原建設(株)	1	71,604,000	2
16	酒井建設(株)	1	151,200,000	2.3%	16	桜井建設(株)	1	71,064,000	2
17	(株)高田組	1	143,640,000	2.2%	17	北尾工業・伊原組(共)	1	70,610,400	2
18	(株)林土木	1	128,520,000	1.9%	18	新栄建設(株)	1	69,660,000	2
19	(株)東城	1	117,720,000	1.8%	19	藤川建設(株)	1	61,020,000	1
20	(株)干場建設	1	114,156,000	1.7%	20	日本海建興(株)	1	55,404,000	1
21	新栄建設(株)	1	88,560,000	1.3%	21	高尾建設(株)	1	54,540,000	1
22	道路技術サービス(株)	1	86,184,000	1.3%	22	松本建設(株)	1	52,768,800	1.
23	水新建設(株)	1	69,120,000	1.0%	23				
24	高尾建設(株)	1	55,890,000	0.8%	24				
25					25				
28					28				
27					27				
28					28				
29					29				
30					30				
31					31		1		
32					32				
33					33				
34					34				
35					35				
38					38				
37					37				
38					38				
39		1			39		1		
40					40		1		
Ť	会計	40	6.616.890.000	_	_	合計	34	3.531.124.800	

## 検証•評価

事務所ごとの応札状況の傾向等を公表することにより、応札状況の透明化等が図られている。

## 6. 内部監査の強化・充実

#### 推進計画

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約における再発防止策の 取組状況を重点項目に位置付け、監査強化を図る。

また、必要に応じ特別監査等を実施する。

#### 取組状況

一般監査対象10事務所及び特別監査対象1事務所において、平成27年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組状況について、各事務所における実効性を検証する観点から監査を実施した。

また、各事務所及び管理所において、コンプライアンス推進責任者やコンプライアンス指導員ら幹部職員がどのような考え方を持ち、どのような課題のもとで、どのような取組を行っているか等を把握するため、事務所長及び副所長に対し個別ヒアリングを行った。

《一般監査》 《特別監査》

	対象事務所	対象事務所	対象事務所		
	羽越河川国道事務所	信濃川河川事務所	新潟港湾·空港整備事務所		
信濃川下流河川事務所		国営越後丘陵公園事務所	敦賀港湾事務所		
	新潟国道事務所	三国川ダム管理所			
	阿賀川河川事務所	金沢河川国道事務所			

対象事務所 利賀ダム工事事務所

## 検証•評価

監査結果全体としては、各事務所ともコンプライアンスの徹底に努める姿勢が見られ、 その中には事務所独自に工夫した事例も見られた。

ごく一部において取組に不十分な点も見られたが、各事務所において順次改善に向けた適切な措置を講じている。内部組織による点検は、引き続き必要な取組である。

平成28年度においても、内部監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札 契約における再発防止策の取組状況について、監査を実施する。

# 7. コンプライアンス・アドバイザリー委員会によるコンプライアンス推進状況の把握

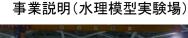
#### 推進計画

コンプライアンス・アドバイザリー委員会が事務所におけるコンプライアンスの推進 状況等を把握するため、同委員会委員による現地視察及び意見交換等を実施する。

#### 取組状況

7月31日に新潟港湾・空港整備事務所及び新潟港湾空港技術調査事務所において、4名のコンプライアンス・アドバイザリー委員に参加していただき、事務所事業及び執務環境を視察した後、委員会委員とコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス指導員によるコンプライアンスの取組について、意見交換を行った。

意見交換(新潟港湾・空港整備事務所)







## 検証•評価

コンプライアンス・アドバイザリー委員会が事務所等におけるコンプライアンスの推進状況等を把握するため、平成28年度も引き続き委員による現地視察及び意見交換等を実施する。